

# むさしの地域猫の会 会則

## (名称及び活動範囲)

第1条 本団体の名称は、むさしの地域猫の会という。

第2条 本団体の主な活動場所は、武蔵野市内とする。

## (目的及び事業)

第3条 本団体は人と猫との共生を図り、猫のトラブルを減らしていくことを目指して活動を行う。

第4条 前条の目的を達成するため、次の非営利活動を継続的に行う。

1. 武蔵野市の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の助成
2. 武蔵野市の飼い主のいない猫のTNR活動
3. 飼い主のいない猫の譲渡活動
4. 地域猫の適正なお世話・餌場の清掃
5. 地域猫の普及・啓発活動
6. ノラ猫問題等、猫についての相談対応
7. 飼い猫の適正飼育の啓発活動
8. 会員相互の情報交換
9. 上記活動のため、行政・個人・団体との連携
10. 年1回の総会の開催

## (会員)

第5条 会員は本団体の目的に賛同し、本会の運営及び事業の推進に積極的に参加する意思のある個人および団体とする。

## (サポーター)

第6条 本団体の運営及び事業の推進には参加しないが、本会の目的に賛同し、財政的に支援するため、年額3千円以上の寄付をする個人および団体とする。

## (スポンサー)

第7条 本団体の運営及び事業の推進には参加しないが、本会の目的に賛同し、財政的に支援するため、年額5万円以上の寄付をする団体とする。

## (会費)

第8条 会費は年額3千円とし、会計に納める。サポーター、スポンサーの寄付も会計に納める。会費は年度払いとする。

## (退会)

第9条 会員は、退会届を提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1)本人が死亡したとき。
- (2)会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

第10条 本団体に次の役員を置く。

1. 会長 1名以上
2. 副会長 1名以上
3. 会計 1名以上
4. 広報 1名以上
5. 運営委員 若干名
6. 監査 1名

第11条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(活動報告及び決算)

第13条 本団体の活動報告書、収支決算書は、毎年度終了後、速やかに作成し、総会の議決を経なければならない。

第14条 決算上余剰金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

附 則 この会則は、平成27年5月10日から施行する。